

令和6年度 住まい快適リフォーム助成事業のご案内

補助を受けられる者（以下の要件をすべて満たしている者）

- 長門市民であって、市税等を滞納していない者
- 補助対象工事について、市が実施する他の補助等を受けていないこと
- 市内にある築5年を経過している自己所有の住宅で、本人または3親等以内の親族が1年以上居住する住宅のリフォーム工事
- 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（先進的窓リノベ2024事業）との併用はできません。

補助の対象となる工事

リフォーム工事	(1) 住宅の安心・快適化に資する工事 (2) 長寿命化、省エネルギー化に資する工事 (3) 新しい生活様式の形成に資する工事 (4) 断熱改修工事（施工する居室空間全体） <ul style="list-style-type: none">・窓の断熱改修工事・屋根、天井、外壁、床の断熱改修工事・浴室等暖房機設置工事（ユニットバス改修工事含む）・床暖房設置工事
---------	---

- 市内に本店所在地を有する施工業者等に依頼して行う工事
- 補助対象工事に要する経費が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の工事
- 補助金交付決定後に着手する工事（申請から決定まで約3週間程度かかります。）
- 補助金申請年度の令和6年12月末までに完了見込みの工事
- 過去5箇年度に本補助金等を受けていない住宅の工事

補助金の額

- ・補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の**2割（上限額 10万円）**
- ・市産木材を使用した場合、利用量に応じた**加算（上限額 10万円）**があります。
- ・三世代同居世帯（3年以上）においては補助対象経費の1割を**加算（上限額 10万円）**があります。
- ・断熱改修工事においては補助対象経費の1割を**加算（上限額 10万円）**があります。

※加算に関しては条件がありますので、事前にお問い合わせください。

※予算の範囲内において、**地域商品券**（長門商工会議所取扱い）により交付します。

補助対象木材	単価（㎡当り）	備考
スギ	2,000円	1 10㎡以上使用していること。 2 市内木材である証明及び材質の使用量を提出すること。
ヒノキ	3,000円	
シイ及びその他広葉樹	4,000円	

申請受付開始日

- 令和6年4月8日（月）から

※申請の受付は予算の範囲内となっていますので、予算に達した時点で終了となります。
年度内にリフォーム工事を検討（予定）されている方は、お早めに申請して下さい。

お問い合わせ・申請書提出先

- 長門市役所建設部建築住宅課 TEL：23-1186 FAX：22-5155